

子障第989号  
令和4年12月6日

指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)開設者 殿

沖縄県子ども生活福祉部  
障害福祉課長  
(公印省略)

自立支援医療(育成医療・更生医療)の自己点検結果等について(通知)

平素は、本県の障害保健福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年7月22日付け子障号外において実施しました自立支援医療(育成医療・更生医療)の自己点検について、同点検結果に基づく指導及び助言事項を下記項目及び別紙のとおりとしますので、当該医療の実施に当たって活用願います。

各機関におかれましては、今後とも自立支援医療(育成医療・更生医療)を適切に提供されますよう御協力をお願いします。

#### 記

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)をはじめとする各種関係法令及び「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程(平成18年厚生労働省告示第65号)」を遵守し、自立支援医療(育成医療・更生医療)の提供を行うこと。
- 2 別紙「自立支援医療(育成医療・更生医療)の実施について」に記載する医療提供の実施に際しての注意事項等を確認の上、適切な医療の提供及び請求を行うこと。
- 3 次回、令和6年度(2箇年度後)の自己点検の際には、すべての点検項目にチェックができるよう努めること。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検項目集計結果

保険医療機関（病院又は診療所）

対象病院等数 69 箇所（令和4年7月1日現在）  
 回答病院等数 67 箇所（回収率 97.1 %）

1 療養担当規程の遵守状況		チェック数	チェック率	前回値
1-1	受診者の診療を正当な理由なく拒んでいない。	67	100.0%	100.0%
1-2	医療受給者証が有効であることを確かめて診療している。	66	98.5%	100.0%
1-3	受診者のやむを得ない事情により、指定自立支援医療機関が定めた診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療している。	63	94.0%	89.9%
1-4	診療録、調剤録又は訪問看護の提供に関する諸記録に健康保険の例によって（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によって）医療の担当に関し必要な事項を記載している。	67	100.0%	100.0%
1-5	診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存している。	67	100.0%	100.0%

2 病院又は診療所の体制及び設備の状況		チェック数	チェック率	前回値
2-1	自立支援医療を行うための十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されている。	67	100.0%	98.6%
2-2	主担当医師又は歯科医師が以下の要件を満たしている。			
	① 常勤である。	67	100.0%	97.1%
	② それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上ある。	64	95.5%	91.3%

3 その他		チェック数	チェック率	前回値
3-1	自立支援医療の請求を適正に行っている。	66	98.5%	97.1%
3-2	負担上限月額が設定されている受診者について、当該受診者から自己負担を徴収した際に、自己負担上限額管理票に適切に記載している。	66	98.5%	95.7%

【点検結果・調査分析】

- ①全体的に、前回（令和2年度実自己点検のチェック率を上回っている。引き続き、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程を遵守すること。
- ②開設者の変更について、6か月以上遅れて届け出ているケースが散見された。変更事項が生じた場合は、速やかな届出を行うこと。

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検項目集計結果

### 保険薬局

対象薬局数 379 箇所 (令和4年7月1日現在)  
 回答薬局数 360 箇所 (回収率 95.0%)

1 療養担当規程の遵守状況		チェック数	チェック率	前回値
1-1	受診者の診療を正当な理由なく拒んでいない。	359	99.7%	98.3%
1-2	医療受給者証が有効であることを確かめて診療している。	359	99.7%	98.6%
1-3	受診者のやむを得ない事情により、指定自立支援医療機関が定めた診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療している。	353	98.1%	96.6%
1-4	診療録、調剤録又は訪問看護の提供に関する諸記録に健康保険の例によって（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によって）医療の担当に関し必要な事項を記載している。	357	99.2%	98.9%
1-5	診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存している。	358	99.4%	98.6%

2 薬局の体制及び設備の状況		チェック数	チェック率	前回値
2-1	複数の医療機関からの処方せんを受け付けている。	358	99.4%	99.7%
2-2	1年以上の調剤実務経験のある管理薬剤師を有している。	359	99.7%	99.1%
2-3	通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されている。	346	96.1%	97.7%

3 その他		チェック数	チェック率	前回値
3-1	自立支援医療の請求を適正に行っている。	352	97.8%	96.0%
3-2	負担上限月額が設定されている受診者について、当該受診者から自己負担を徴収した際に、自己負担上限額管理票に適切に記載している。	352	97.8%	96.0%

#### 【点検結果・調査分析】

- ①全体的に、前回（令和2年度実自己点検のチェック率を上回っている。引き続き、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程を遵守すること。
- ②管理薬剤師の変更について、6か月以上遅れて届け出ているケースが散見された。変更事項が生じた場合は、速やかな届出を行うこと。
- ③待合室などの設備が身体障害者に配慮した構造になっていない薬局で、ドライブスルー形式で対応している事例があった。参考にいただきたい。

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自己点検項目集計結果

### 指定訪問看護事業者等

対象事業者数 76 事業者（令和4年7月1日現在）  
 回答事業者数 68 事業者（回収率 89.5 %）

1 療養担当規程の遵守状況		チェック数	チェック率	前回値
1-1	受診者の診療を正当な理由なく拒んでいない。	66	97.1%	100.0%
1-2	医療受給者証が有効であることを確かめて診療している。	67	98.5%	100.0%
1-3	受診者のやむを得ない事情により、指定自立支援医療機関が定めた診療時間に診療を受けることができないときは、その者のために便宜な時間を定めて診療している。	64	94.1%	100.0%
1-4	診療録、調剤録又は訪問看護の提供に関する諸記録に健康保険の例によって（指定居宅サービス事業者にあつては介護保険の例によって）医療の担当に関し必要な事項を記載している。	65	95.6%	100.0%
1-5	診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から5年間保存している。	65	95.6%	100.0%

2 指定訪問看護事業者等の体制及び設備の状況		チェック数	チェック率	前回値
2-1	適切な訪問看護等が行える事業所である。	68	100.0%	95.7%
2-2	必要な職員を配置している。	68	100.0%	95.7%

3 その他		チェック数	チェック率	前回値
3-1	自立支援医療の請求を適正に行っている。	67	98.5%	100.0%
3-2	負担上限月額が設定されている受診者について、当該受診者から自己負担を徴収した際に、自己負担上限額管理票に適切に記載している。	67	98.5%	95.7%

### 【点検結果・調査分析】

- ①前回値を下回っている項目が多いが、点検項目の趣旨や利用者の受け入れに当たって想定される事項は理解しているが、案件がない又は少ないため、チェックしていないというケースが多い。
- ②開設者の変更について、6か月以上遅れて届け出ているケースが散見された。変更事項が生じた場合は、速やかな届出を行うこと。

## 【別紙】

# 自立支援医療（育成医療・更生医療）の実施について

## 1 自立支援医療制度の概要

自立支援医療とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減することを目的とした公費負担医療制度です。

### ① 育成医療（18歳未満）

児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。

### ② 更生医療（18歳以上）

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（＝身体障害者手帳を交付された者）で、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。

※1 この他に、精神障害者に対する「精神通院医療」があります。

※2 育成医療又は更生医療の提供を行うには、事前に沖縄県知事（那覇市の医療機関是那覇市長）からの指定を受けることが必要です（「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）」での指定を要する）。

## 2 診療又は調剤を行う前に

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（以下「療坦規程」という。）第3条に基づき、育成医療または更生医療の受給者から「自立支援医療受給者証」を提示してもらい、その内容をご確認ください（特に以下の点について注意）。

### (1) 受診者欄

記載されている被保険者証の記号及び番号、保険者名が提示された保険証と一致しているかどうかを確認する。

※ 人工透析に係る治療を行う場合は、保険証と併せて特定疾病療養受療証についても必ず確認を行う。

### (2) 指定医療機関名欄（記載されている医療機関のみ公費対象となる）

自医療機関の記載を確認する。

### (3) 自己負担上限月額欄

月額が記載されている場合は、「自己負担上限月額管理票」を提示してもらい、その月の上限月額を管理する。記載がなければ、各医療保険の高額療養費算定基準額が自己負担額の上限となる。

### (4) 有効期間欄（記載されている期間内のみ公費対象となる）

有効期間内かどうかを確認する。

(5) 公費負担の対象となる障害欄及び医療の具体的方針欄

この欄に記載されている障害に対して、その医療の具体的方針に記載されている範囲で提供された医療が、育成医療または更生医療の公費対象となるため、必ず内容を確認する。

(6) 特定疾病療養受療証欄（特に人工透析対象者については必須項目）

「有」の場合、保険証と併せて「特定疾病療養受療証」の提示を求め、その内容が一致するか確認する。

※ 自立支援医療受給者証の内容に不明な点等があれば、当該受給決定を行っている各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

3 診療または調剤において

受給者証に記載された範囲について、育成医療又は更生医療の対象となります。受給者証に記載されている障害に対して、医療の具体的方針の内容に沿った医療を提供し、その部分に対応する医療費を育成医療又は更生医療としてご請求ください。

育成医療 → 法別番号 16      更生医療 → 法別番号 15

※ 病院又は診療所において、受給者証に記載された医療の具体的方針を変更しようとするときは、あらかじめ当該受給者証を交付した市町村と協議し、その承認を受ける必要がありますのでご注意ください（療坦規程第3条第2項）。

4 他法制度との関係について

自立支援医療については、障害者総合支援法第7条及び同法施行令第2条において、他制度の優先適用関係が定められています。

一般的には、国民健康保険等の各医療保険法制度（高額療養費等含む）が優先適用され、各種保険適用部分を除いた自己負担分に対して、育成医療又は更生医療が適用されます。

各種医療保険による給付（各法保険者負担分） (A)		更生医療費 (B) (公費負担分)	自己負担分 (C) (受給者)
療養の給付、入院時食事療養費等	高額療養費（マル長含む）	$B = \text{総医療費} - A - C$	総医療費の1割と自己負担上限月額を比べて低い方

さらに各医療保険における特定疾病制度（いわゆるマル長）が適用される人工透析患者については、各医療保険法における自己負担上限月額が一般的に1万円（高額所得者の場合は2万円）となります。

上記による人工透析患者に関する請求の具体例は、以下のとおりです。

例)	① 当該月の総医療費 40万円
	② 特定疾病制度自己負担上限月額 1万円 ( <u>これを超える医療費については各医療保険の保険者負担</u> )
	③ 更生医療受給における自己負担上限月額 2,500円

**更生医療費（公費負担分）**

= (①) 総医療費 40 万円 — (②) 39 万円 — (③) 2,500 円  
= 7,500 円

**5 病院及び診療所における証明書等の無償交付について**

療担規程第 6 条に基づき、受給者または当該者に対し支給認定を行った市町村から、自立支援医療につき必要な証明書または意見書等の交付を求められたときは、無償で交付することとなっていますので、ご注意ください。

**6 関係帳簿の保存について**

療担規程第 8 条に基づき、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及びその他の物件をその完結の日から 5 年間保存する義務がありますのでご注意ください。

**7 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の各種手続きについて**

項目 7 の詳細は、県障害福祉課ホームページ内の指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）専用ポータル【次頁参照】に掲載していますので、必ずご確認ください。

**手続きのときは、電話をする前にまずは専用ポータルをチェック！**

**(1) 主として担当する医師の変更について（病院又は診療所・留意事項）**

沖縄県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領の「第 2 審査（確認）」の 3 の要件を満たす医師である必要があります。当該条件の解釈の相違により、結果的に指定基準を満たさない医師であった場合、指定自体に影響が生じることがあるため、変更届出に当たっては、必ず上記要件を確認の上、各病院等で確実に精査してください。

※ 1 条件の判断が難しい場合は、県障害福祉課担当者へ早めにご相談ください。

※ 2 医師変更は判定業務にも影響しますので、早めに届け出てください。

**8 関係窓口【育成医療・更生医療】**

内容	窓口
指定手続関係及び制度全般	沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課 TEL : 098-866-2190 ※ 那覇市に所在する医療機関については、 那覇市福祉部障がい福祉課へお願いします。 TEL : 098-862-3275（那覇市）
受給者関係 （受給者証及び請求関係）	当該受給者の居住する各市町村の障害福祉主管課
医学的判定 （意見書の記載や医療の内容）	沖縄県子ども生活福祉部身体障害者更生相談所 TEL : 098-886-2241

※ 上記は精神通院医療の窓口ではありません